

(様式 2 )

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 8 月 6 日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
東本郷小学校 各所換気扇点検及び修繕
- 2 履行場所  
横浜市緑区東本郷 5-4 0-1  
横浜市立東本郷小学校
- 3 契約日  
令和 7 年 5 月 28 日
- 4 履行日又は履行期間  
令和 7 年 7 月 31 日（部品の納期等により別途協議）
- 5 契約金額  
3,751,781 円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市緑区上山 1-1 4-1 1  
株式会社 ビルド
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
5 月 17 日に第一音楽準備室の換気扇カバーが外れて校舎脇に落下していることに気づきました。外れたカバーと設置していた場所を確認したところ、カバーの一部が劣化により切断されている事を確認できました。また設置枠が木製であるため、強風等の強い力に対してねじを支えきれていない事も原因であると思われます。このような状況が 1 か所だけとは考えづらく、他の換気扇も同様に劣化が進んでいる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
教育委員会事務局教育施設課